

(その1)

収 支 報 告 書

(ふりがな) はらだけんすけせいじさんかくけんきゅうかい

1 政治団体の名称 原田謙介政治参画研究会

〒700-0838

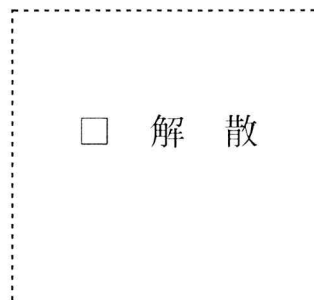
2 主たる事務所の所在地 岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F

3 代表者の氏名 原田 謙介

4 会計責任者の氏名 原田 謙介

事務担当者の氏名 三島 知幸

電話番号 086-259-2223



※報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、黄色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

資金管理団体の指定の有無	
☒ 有	☐ 無
公職の種類	衆議院議員 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	原田 謙介

資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

令和5年分 ※該当箇所に□をすること。

政治団体の区分	
☐ 政 党	党
☐ 政 党 の 支 部	支部
☐ 政 治 資 金 団 体	政治資金団体
☐ 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ そ の 他 の 政 治 団 体	その他の政治団体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	
☒ 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	原田 謙介
公職の種類	衆議院議員 (現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	
令和 年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,141,428
(前年からの繰越額)	562,427
(本年の収入額)	1,579,001
支 出 総 額	1,621,319
翌年への繰越額	520,109

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0人

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,579,000	内訳は様式(その7)
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	内訳は様式(その7)
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,579,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,579,000	

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。「1件10万円未満のもの」及び「合計」欄は最終頁に記載してください。
1 件 10 万 円 未 満 の も の	1	
合 計	1	

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分 ☒ 1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体		
寄附者の氏名 (又は名称)	金 額	年 月 日	住 所 (又は所在地)	職 業 (又は代表者の氏名)	備 考
宮本 ゆかり	20,000	R5/2/22	岡山県井原市西伊原町559	無職	
宮本 ゆかり	20,000	R5/4/27	岡山県井原市西伊原町559	無職	
宮本 ゆかり	6,000	R5/5/9	岡山県井原市西伊原町559	無職	
宮本 ゆかり	30,000	R5/7/28	岡山県井原市西伊原町559	無職	
宮本 ゆかり	40,000	R5/11/10	岡山県井原市西伊原町559	無職	
こ の 頁 の 小 計	116,000				
そ の 他 の 寄 附	1,463,000				
合 計	1,579,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	252,053	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	0	
(4) 事 務 所 費	1,356,146	
小 計	1,608,199	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	13,120	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	ア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	13,120	
合 計	1,621,319	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（事務管理費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
事務管理費 5月分	155,650	R5/5/29	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
政治資金監査代	49,895	R5/5/1	桑原一税理士事務所	岡山市東区西大寺松崎248-83	
事務管理費 6月分	155,650	R5/6/27	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
事務管理費 7月分	155,650	R5/7/26	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
労働保険年度更新手続き料 社会保険	11,000	R5/7/11	モリモト社会保険労務士事務所	岡山県真庭市栗原1754-1	
事務管理費 8月分	155,650	R5/8/24	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
事務管理費 9月分	155,650	R5/9/27	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
事務管理費 10月分	155,650	R5/10/27	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
事務管理費 11月分	155,650	R5/11/29	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
事務管理費 12月分	155,650	R5/12/28	立憲民主党岡山県総支部連合会	岡山県岡山市北区京町13-5 高田ビル1F	
こ の 頁 の 小 計	1,306,095	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
そ の 他 の 支 出	32,691	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。			
合 計	1,338,786	(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。 (注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費（通信費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	17,360				
合 計	17,360				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組織活動費 (行事・会議費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	2,460				
合 計	2,460				

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費 (交際費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (又は名称)	支出を受けた者の住所 (又は所在地)	備考
交際費	10,660	R5/5/9	すわき後楽中華そば山陽店	岡山県赤磐市下市473 伊山陽店1F	
この頁の小計	10,660				
その他の支出	0				
合計	10,660				

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について ☒ で下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ・領収書等の写し
- ・政治資金監査報告書

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6年 4月 24日

政治団体の名称 原田謙介政治参画研究会

会計責任者の氏名 原田 謙介

代表者の氏名
(解散時のみ)



(注) 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の署名・押印のほか、代表者の署名と押印が必要です。

政治資金監査報告書

令和 6 年 4 月 24 日

原田謙介政治参画研究会

代表 原田 謙介 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 2832 号

研修修了年月日 令和 5 年 10 月 23 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、原田謙介政治参画研究会の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、原田謙介政治参画研究会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原 一が判断したため、桑原一登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市東区西大寺松崎 248 - 83）において実施した。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、存在しなかった。

3 業務制限

原田謙介政治参画研究会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、原田謙介政治参画研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上